

幼保連携型認定こども園 聖ルカこども園運営規程(案)

制定日： 令和 8 年 4 月 1 日

(施設の名称等)

第 1 条 社会福祉法人聖ルカ会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 幼保連携型認定こども園 聖ルカこども園

(2) 所在地 群馬県館林市大街道 3 丁目 5 番地 1 号

(施設の目的)

第 2 条 聖ルカこども園（以下「当園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条

(1) キリスト教の愛の精神を基に、地域のニーズに応え心豊かな、人づくりの基礎となるべき乳幼児の保育を行う。

(2) 乳幼児の保育を通じて、保護者と共に連携を図りながら、乳幼児の健全発達を促進する。

(3) 施設の社会化を促進し、地域の子育て支援の拠点として施設を位置づけ、地域社会の要請に応じられる保育づくりをする。

(提供する特定教育・保育の内容)

第 4 条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）、館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第

65号) (以下「支援法」という。)、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年告示)に基づき乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(子育て支援)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

地域子育て支援拠点事業聖ルカ地域子育て支援センターおひさまの経営

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長(教頭) 1人

副園長(教頭)は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、園長(及び副園長)を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

(4) 保育教諭 10人以上

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

(5) 助保育教諭 2人程度

助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。

(6) 講師 1人程度

講師は、保育教諭又は助保育教諭に順ずる職務に従事する。

(7) 栄養士 2人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(8) 調理員 2人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(9) 事務職員 1人

事務職員は、当園の事務を行う。

(10) 園医 1人

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(11) 園歯科医 1人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(12) 園薬剤師 1人

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

第7条 当園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月5日から7月18日まで

(2) 第2学期 9月1日から12月24日まで

(3) 第3学期 1月9日から3月24日まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 学年年始休業（4月1日から入園式前日まで）

- エ 夏季休業（8月中旬 家庭保育協力期間）
- オ 年始休日（1月2日及び1月3日）
- カ 年末休日（12月29日から12月31日）
- キ 学年末休業（3月下旬希望保育期間）

(2) 保育認定子どもに係る休業日

- ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- イ 年始休日（1月2日及び1月3日）
- ウ 年末休日（12月29日から12月31日）

- 3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間は、7時から18時の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から18時30分までの範囲内で、延長保育事業を実施することとする。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、8時から16時の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

- (3) 教育標準時間は、9時から14時とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から9時00分まで又は16時00分から18時30分までの範囲内で、延長保育事業を実施する。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 7時から18時30分
- (2) 土曜日 7時から18時30分

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る

保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

- 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

（利用者負担その他の費用等）

第10条 当園は、館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」という。）第3条の規定によりその例によることとされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（以下、「府令」という。）第13条第1項の規定により、利用子どもに対し特定教育・保育を提供した際は、当該利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を、当該利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園は、条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第13条第3項の規定により、提供する特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定負担額を徴収する。

- 3 当園は、条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第13条第4項の規定により、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表2に掲げる実費を徴収する。

- 4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

（利用定員）

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	5人※	5人	5人	15人
2号・3号	9人	12人	18人	15人	13人	13人	80人
合計	9人	12人	18人	20人	18人	18人	95人

※ 満3歳児も受け入れることとする。

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第12条 当園は、市から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
- (2) 卒園児の弟妹は、前号の次に優先して入園させる。
- (3) その他の者は面接等により選考し、入園させる。

3 支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号子ども」という。）及び支援法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

6 当園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき
- (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時等における対応方法）

第13条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの

主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、村担当課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、住民生活課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(秘密保持)

第16条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第18条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第19条の規定に基づく市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

令和8年6月16日一部改訂

別表 1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
教材費	制作活動で使用する画用紙等	月額 500 円
保護者会費	行事等のプレゼント代など	月額 600 円

別表 2 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食提供に係る費用	給食の提供に係る主食費代	月額 800 円
給食提供に係る費用	給食の提供に係る副食費代	月額 5,100 円 (公定価格に準ずる)
絵本代	絵本の購入費用(月毎)	実費
教材費	クレヨン、自由画帳等の費用	実費
行事費	お泊り保育等の行事費用	実費

別表 3

項目	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担(標準時間)	18 時以降 30 分毎 100 円
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担(短認定)	7 時～8 時、16 時以降 30 分毎 100 円

別表 4

項目	金額
教育標準認定子どもの延長保育に係る利用者負担	7 時～8 時、16 時以降 30 分毎 100 円
教育認定子どもの延長保育に係る利用者負担(新 2 号認定)	7 時～8 時、16 時以降 日額 450 円